新宿区教育委員会会議録

令和６年第３回定例会

令　和　６　年　３　月　１　日

新宿区教育委員会

令和６年第３回新宿区教育委員会定例会

日　　時　　令和６年３月１日（金）

　　開会　　午後　２時００分

　　閉会　　午後　３時１６分

場　　所　　新宿区役所６階　第４委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教育長	針谷弘志	教育長職務代理者	年綱和代
委員	古笛恵子	委員	星野　洋
委員	鴨川明子	委員	的場美規子

説明のため出席した者の職氏名

次長	遠山竜多	教育調整課長	齊藤正之
教育指導課長	坂元竜二	中央図書館長	山本秀樹
統括指導主事	大川直樹	統括指導主事	北中啓勝
学校運営課長	内野桂子	教育支援課長	関本ますみ

書記

教育調整課主査	林　竜佑	教育調整課管理係	大原颯人

議事日程

議　案

日程第１　第　７号議案　新宿区教育ビジョン個別事業（令和６年度～令和９年度）について

日程第２　第　８号議案　自己情報開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

日程第３　第　９号議案　自己情報非開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

日程第４　第１０号議案　第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

報　告

１　令和６年度新入学　学校選択制度　中学校　補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）

２　その他

午後　２時００分開会

◎　開　　会

○教育長　ただいまから令和６年新宿区教育委員会第３回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員　かしこまりました。

◎　第　７号議案　新宿区教育ビジョン個別事業（令和６年度～令和９年度）について

◎　第　８号議案　自己情報開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

◎　第　９号議案　自己情報非開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

◎　第１０号議案　第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

○教育長　それでは、議事に入ります。

「日程第１　第７号議案　新宿区教育ビジョン個別事業（令和６年度～令和９年度）について」、「日程第２　第８号議案　自己情報開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」、「日程第３　第９号議案　自己情報非開示決定に対する審査請求に関する新宿区情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」、「日程第４　第10号議案　第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第１　第７号議案について説明を受け、審議を行います。次に、日程第２　第８号議案及び日程第３　第９号議案について一括して説明を受け、審議を行います。最後に、日程第４　第10号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第８号議案及び第９号議案は、審議の過程において審査請求人の個人の特定につながるおそれがあるため、非公開による審議としたいと思います。

第８号議案及び第９号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　御異議ございませんでしたので、第８号議案及び第９号議案は非公開により審議するものとします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第７号議案の説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長　それでは、「第７号議案　新宿区教育ビジョン個別事業（令和６年度～令和９年度）について」御説明いたします。

この教育ビジョンの個別事業につきましては、これまでの間、委員の皆様方から様々な御意見をいただきながら検討を重ねつくり上げてきたもので、このたび最終の取りまとめができましたので、本日、議案として御審議いただくものでございます。

それでは、具体の内容につきまして、お手元の教育ビジョン冊子を使って御説明いたします。

初めに、２枚ほどめくっていただきますと、目次がございます、こちらを御覧ください。

まず、Ｉですが、今回の個別事業の見直しの考え方として、ここでは個別事業見直しの趣旨とともに、教育ビジョンの３つの柱と10の施策、そして新宿区の子どもの状況等について整理をしています。

次のⅡとしましては、令和６年度～９年度にかけての教育ビジョンの個別事業について、10の施策ごとに27ページから64ページにかけて、全77事業を載せてございます。

そして、Ⅲですが、こちらでは、これまでの主な取組につきまして、振り返りを載せているものでございます。

以上が、本冊子の全体構成となるものです。

続いて、内容について御説明いたします。

初めに、４ページをお開きください。

個別事業見直しの趣旨についてです。

ここでは、見直しに当たっての基本的な考え方と教育ビジョンの推進に当たり、基軸となる教育環境をめぐる近年の主な動向と課題、そして教育ビジョンにおけるＳＤＧｓの推進についてお示ししています。

この間の教育環境をめぐる主な動向と課題といたしましては、５ページを御覧いただきまして、次の４点を取り上げているものです。

まず、１つ目がＩＣＴを活用した学習の転換期といたしまして、ＩＣＴに関する社会の状

況や課題についてをここで示しています。

２つ目は、時代の変化に対応した教育環境の実現としまして、子どもたちを取り巻く教育環境の様々な変化や課題について、お示しをしたものでございます。

次ページに移りまして、３つ目です。教員の働き方改革の推進といたしまして、働き方改革に関する取組の成果や、引き続き対応すべき課題について、ここで示しています。

そして４つ目、安全で安心な学びの場づくりといたしまして、次なる感染症や災害等が発生した場合の対応等について示したものでございます。

そして、７ページには、教育ビジョンにおけるＳＤＧｓの推進の考え方について記載しています。

なお、このＳＤＧｓにつきましては、22ページをお開きいただきますと、こちら施策体系のところになりますが、こちらでも現行のビジョンでは取り上げていないんですが、取組の方向性ごとにＳＤＧｓの目標をお示しするとともに、23ページで一番右側のほうになりますが、17の国際目標をイラストを入れて御紹介をさせていただいているものでございます。

それでは、ページをお戻りいただきまして、14ページをお開きください。

ここからは、新宿区の子どもの状況等ということで、このページから次のページ、15ページにかけまして新宿区の子どもの人口の推移や、園児、児童・生徒数の推移を、そして16ページ、17ページでは、特別な支援を要する児童・生徒数の推移と、不登校の児童・生徒数を、そして18、19ページでは、外国籍児童・生徒数の推移を掲載するとともに、最終20ページになりますが、子どもの人口と区立小・中学校の児童・生徒数の推移と今後の推計を掲載しているものでございます。

続きまして、21ページからが個別事業となっております。

なお、本日は時間の都合上、現行から新規拡充となった事業のみの御説明とさせていただきたいと思いますので、御了承ください。

それでは、次に24ページをお開きいただきますでしょうか。こちら24ページから26ページにかけまして、個別事業の現行計画との比較表になっています。各ページの左側の記載が現行計画で、右側が次期の計画になっています。

ちなみに、今回の見直しでは、現行計画から拡充した事業が５事業、新たに計画に位置づけた新規事業が４事業となっているものです。

それでは、初めに拡充事業について御説明いたします。28ページをお開きください。

事業番号４番、ＩＣＴを活用した教育の充実です。こちら内容といたしましては、新宿区

版ＧＩＧＡスクール構想に基づき整備した児童・生徒１人１台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず、学校に登校できない児童・生徒には、オンラインによる学習指導を行うことで、児童・生徒の学習機会を確保します。

さらに、新宿区版ＧＩＧＡスクール構想に基づいて学校教育の推進を図るとともに、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図るなど、ＩＣＴ環境の構築・運用を進めています。

引き続き、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、タブレット端末の機器更新をはじめとするＩＣＴ環境の管理・運用を適切に進めるとともに、各小・中学校のＩＣＴ機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援しますと示しているものでございます。

続きまして、35ページをお開きください。

事業番号22番、部活動運営支援になります。

こちら内容といたしましては、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。

また、令和５年度から、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進しますとしているものでございます。

続きまして、50ページをお開きください。

事業番号52番、不登校児童・生徒への支援です。

こちら内容といたしましては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、多様な教育機会の確保に努めます。

各区立学校でのふれあい月間等でのアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper－ＱＵ）」を活用し、児童・生徒一人一人の学級生活の満足度や学級での関わり等について分析することで、不登校を含む様々な問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげるとともに、各区立学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導等の充実を図っていきます。

不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのＩＣＴを活用した学習支援や、つくし教室での集団活動や個別支援、フリースクール等との連携を図ります。また、つくし教室への登室が本人の状況などにより難しい児童・生徒への訪問型支援や、登室後に学校での別室登校を希望する生徒を対象に、指導員の派遣による支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、家庭と子どもの支援員の配置やスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により、家庭への支援を行い、不登校が生じないような学校づくりを目指すとともに、１人１台タブレット端末におけるオンライン上の仮想空間（メタバース）を活用した居場所づくりに取り組みます。

教育委員会では、学校問題支援室を中心として、これらの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する学校の対応を総合的に支援します。

さらに、多様な教育機会検討委員会や多様な教育機会検討担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図りますとしているものでございます。

続きまして、52ページを御覧ください。

事業番号53番の教育相談体制の充実です。

こちら内容といたしましては、教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上の様々な悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において、専門のカウンセラーが対応します。

また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図りますとしているものでございます。

続いて、恐れ入ります、60ページをお開きください。

事業番号71番、教員の働き方の意識改革等です。

こちら内容といたしましては、「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な34の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取

得促進期間の設定や、各区立学校及び幼稚園の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小学校に学校経営推進員、全中学校に学校経営補助員を配置しています。さらに、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒への指導や教材研究に注力できるよう、全区立学校にスクール・サポート・スタッフ、全小学校にエデュケーション・アシスタントを配置します。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。

また、取組の改善に向けて、各区立学校及び幼稚園の学校評価において点検・評価を実施し、教員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。

こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきますとしているものでございます。

以上が、今回、見直しに伴い拡充した５事業となります。

続きまして、新たに教育ビジョン個別事業に位置づけました新規事業について御説明いたします。

恐れ入ります。ページをお戻りいただきまして、45ページをお開きください。

まず、１つ目の新規事業でございますが、事業番号43番の旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設です。

本事業は、既に実行計画に位置づけられているものですが、引き続き第三次実行計画に位置づけることに併せて、教育ビジョンに新たに記載することから、新規事業とさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校を建て替えるとともに、同校内に地域図書館を建設しますとしています。

なお、計画内容といたしましては、令和６年度は、両施設の建設に伴う設計委託等、及び旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地の取得を進めるものでございます。

続きまして、57ページをお開きください。

事業番号65番の入学祝金支給でございます。

本事業は、既に令和６年度から取り組んでいるものでございますが、今回、見直しに合わせて教育ビジョンに記載することから、新規事業とさせていただくものでございます。

内容といたしましては、新たに小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学

１年生に５万円、新中学１年生には10万円の入学祝金を支給することで、入学時の家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援しますとしているものです。

続けて、次の66番、学校給食費等助成でございます。

本事業は、令和６年度から実施をするもので、内容といたしましては、区立小・中学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等に区立学校の給食費相当額を支給することにより、子育て世帯の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援するといったものでございます。

最後に、４つ目になりますが、62ページをお開きください。

こちら事業番号75番になります、学校施設の改善です。

本事業は、新たに第三次実行計画に位置づけることから、今回新たに教育ビジョンに記載をするものでございます。

内容といたしましては、学校施設の照明設備を計画的にＬＥＤ化することにより、エネルギー消費量削減の取組を推進していきますとしているものでございます。

以上、４事業が今回の新規事業となるものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第７号議案の提案理由です。

新宿区教育ビジョンの個別事業について、新宿区第三次実行計画（令和６年度～令和９年度）の策定に合わせて見直しを行う必要があるためでございます。

本議案についての説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。第７号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

それでは私からお伺いします。今回の教育ビジョン個別事業の見直し内容について、今後どのように周知をされていくのでしょうか。

○教育調整課長　まず、保護者に対しては、毎年度、教育ビジョンのその年度の取組ということで、それに重点を置いたリーフレットを作成しております。今回、新たに見直しをした内容などにつきまして、その中に盛り込んだ形で、４月になりましたら、学校を通じ各御家庭に配付をするとともに、特別出張所や子育て関連施設等にも置かせていただきまして、手に取っていただけるような対応を取ってまいりたいと思っています。

また、学校や教職員に関しましては、新たな見直し等が盛り込まれた教育ビジョンの内容を理解していただくことが必要と思いますので、校園長会等を通じて、私から直接校長、副

校長等に御説明をし、学校内では学校管理職を通じて各教職員にも周知をしていきたい、このように考えているところでございます。

○教育長　ほかに何か、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○教育長　特にないようでございますので、討論及び質疑を終了いたしたいと思います。

第７号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第７号議案は、原案のとおり決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

◎　第１０号議案　第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

○教育長　次に、第10号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長　それでは、「第10号議案　第六次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について」御説明いたします。

本議案につきましては、計画の中身と直接担当しております所管課の中央図書館長のほうから御説明を差し上げたいと思います。

○中央図書館長　それでは、議案を１枚おめくりください。

こちらは、第六次新宿区子ども読書活動推進計画の素案に対するパブリック・コメント等の結果等踏まえまして、計画を策定するものでございます。

１番目としまして、計画の概要（資料１・２）とございます。資料１が概要版で、資料２が本編でございます。

こちら（１）計画の目的（２）計画の性格・位置付け（３）計画期間及び対象（４）計画の基本的な考え方につきましては、概要版を御覧いただければと思います。

資料１でございます。１枚めくっていただきまして、２ページと書いてあるところでございます。こちらの計画策定の背景でございますが、こちらについては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして、子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所にお

いて自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないというものでございますので、こちらに基づきまして、本計画を策定するものでございます。

次のページでございます。計画の性格でございますが、こちらの第六次子ども読書活動推進計画につきましては、教育ビジョンですとか図書館の基本方針、また、新宿区としましての基本構想、総合計画・実行計画、区関連計画としまして、子ども家庭部で所管しております子ども・子育て支援事業計画とそれぞれ整合性を取って作成するものとしているところでございます。

４ページ、計画の目標と期間でございますが、こちら目標につきましては、「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」としてございます。

基本方針としましては、全ての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実、多様な子どもたちに対する読書活動の支援、子ども読書活動推進の基盤整備としまして、六次の計画の期間としましては、令和６年から９年、対象はゼロ歳からおおむね18歳までとしているものでございます。

それぞれの家庭・地域、区立図書館、区立学校、幼稚園・保育園・子ども園、子ども総合センター等々のそれぞれの役割を記載させていただいているものでございます。

少し飛びまして、７ページでございますが、取組を推進する視点としまして、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進ということにさせていただいているものでございます。

次のページにつきましては、それぞれ家庭・地域、区立図書館等々でこういった個別事業をやっていきますというような表になってございます。

概要の最後のページ、計画の構成ですが、第１章につきましては、計画策定の背景、第２章につきましては、第六次の子ども読書活動推進計画の基本方針、第３章として、読書活動推進の取組ということで、個別事業を記載しているものでございます。

資料編については、記載のとおりでございます。

最初の資料に戻っていただきまして、裏面の２番目のパブリック・コメントの実施結果等でございます。

パブリック・コメントの実施期間につきましては、記載のとおりですが、令和５年11月15日から12月14日までということでございます。

周知方法、素案の閲覧、概要版の配布場所、意見提出方法については、記載のとおりでご

ざいます。

意見の提出者数、意見数につきましては、意見提出者数が３名・団体でございまして、意見数は14件でございました。３名・団体の内訳ですが、２名と１団体というものでございます。

意見項目の内訳としましては、第３章に関する個別項目のことで14件の御意見がございました。

計画の反映等につきましては、趣旨を計画に反映するとしたものはゼロ件でございます。Ｂとしまして、素案の方向性と同じとしたものが７件、今後の取組の参考とするとしたものが２件、意見として伺うとしたものが５件でございます。

パブリック・コメントにおける意見の要旨と区の考え方につきましては、恐れ入ります、資料３を御覧いただければと思います。

14件全部説明するとお時間かかりますので、抜粋して説明をさせていただければと思います。

まず、意見番号１番でございます。こちらは意見の要旨でございますが、絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率に関しては、参加を促すため、ＳＮＳの活用を行うこと、さらに参加していただいた方には、従来の紙媒体のブックリストや図書館などの案内のほか、プッシュ型で読み聞かせや図書館等のお知らせをすることという御意見でございまして、こちらにつきましては、今後の取組の参考とするとさせていただいております。

考え方でございますが、読み聞かせの参加を促すための周知方法につきましては、区立図書館と保健センターで協議の上、検討いたします。

また、プッシュ型でのお知らせは、個人情報保護の観点から、本人の意向を踏まえる必要があることなどの課題があり、今後の検討としますとさせていただきました。

続きまして、一番下の６番ですが、こちらの意見につきましては、自主的に１日30分以上放課後等や家庭で本を読む小学生の割合に関しては、放課後の居場所として学校図書館を位置づけ、週２回の学校図書館支援員を週５日の配置とすること。学童クラブ、児童館の古い本については、子どもたちの意見を聞き、適宜リニューアルすること、ブックトークを頻回に行うこと。こちらにつきましては、意見として伺うとしまして、考え方でございますが、全区立小学校において、学校図書館支援員を配置している曜日（週２回）に放課後子どもひろばと連携し、学校図書館の放課後開放を行い、読書活動や自学自習の場など、放課後の居場所として位置づけています。学校図書館支援員を配置していない曜日については、学校の

実情に応じて図書ボランティア（スクールスタッフ）を配置するなど支援しています。

学童クラブ、児童館における図書の廃棄・購入については、児童の希望を反映した上で実施しています。今後も継続して実施し、図書の充実を図ります。

子どもたちの読書のきっかけとしてブックトークや読み聞かせは有効と考えます。子育て支援施設の職員、図書館職員、ボランティア等が連携して子どもたちに読書機会を提供しますとさせていただいております。

裏面を御覧ください。

番号の８番でございます。こちらにつきましては、学校図書館においても、障害のある子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、多様な子どもたちに対応した取組を行うこと、特に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」等を踏まえ、多様な子どもたちが利用しやすい書籍及び電子書籍の整備・提供や、多言語対応等を行うこと。こちらにつきましては、今後の取組の参考とするとさせていただきまして、考え方でございますが、学校図書館では、障害のある児童・生徒への対応として、「さわるしかけ本」や点字付き図書の購入、デスクルーペ（拡大鏡）やリーディングトラッカー（視覚情報を制限して本を読みやすくする道具）を各校の実情に合わせて設置しています。

また、色覚異常のある児童・生徒への配慮として、館内の掲示物に極力赤色や緑色の表示をしないように工夫しています。

日本語指導を必要とする児童・生徒には、在籍する児童・生徒のルーツの本を選書したり、外国語図書のコーナーを設置しているほか、日本語指導の先生のレファレンスやＬＬブック（表現が易しく誰でも易しく読める本）の提供を行っています。

電子書籍については、今後、児童・生徒にとって、より適切な電子書籍が出版された際に検討します。

区立図書館では、日本語指導を必要とする子どもに対し母国オリジナルの絵本等のほか、同一タイトルの資料を異なる多数の言語で収集し、言語にかかわらず一緒に楽しんでいただけるようにしています。現在、導入を予定している電子書籍においても、多様な子どもたちに配慮した資料の収集に努めますとさせていただいております。

雑駁ですが、資料３につきましては、以上でございます。

次に、素案からの主な変更点ということで、資料４をつけさせていただいております。こちらにつきましては、主な変更点の下の米印がありますが、素案から新宿区子ども読書活動

推進会議を踏まえて修正したものでございます。

こちらにつきましては、図書館で行っております子ども読書活動推進会議の中で、学識経験者の方からこういった文言を入れたほうがよいのではないかという御意見をいただきましたので、加えさせていただいたものでございます。

まず、事業番号42番、学校図書館の運営の充実でございますが、こちらにつきましては、蔵書管理ですとかバランスが取れた蔵書構成、後は現況と期間中の目標につきましては、蔵書構成と蔵書管理のほかに、授業支援という言葉を入れてほしいという御意見がございましたので、加えさせていただいたものでございます。

赤字の部分の段落を読み上げさせていただきます。

子どもが進んで学校図書館を利用し、活用できるよう、図書検索システムを活用した蔵書管理及び定期的な蔵書の更新によるバランスの取れた蔵書構成を目指すとともに、司書等の資格を持つ学校図書館支援員を配置します。

現況のところでございます。学校図書館担当教員等と学校図書館支援員が連携を図りながら各校の実情に応じたバランスの取れた蔵書構成とするとともに、工夫を凝らした図書展示、授業支援等を行い、学校図書館の運営の充実に努めています。

期間中の目標でございます。学校図書館担当教員等と学校図書館支援員、学校ボランティアが連携を図りながら、適切な蔵書管理及び図書展示や授業支援、読み聞かせ等を行い、学校図書館の運営の充実を図りますと変更させていただいたものでございます。

その裏面でございます。事業番号43番、学校図書館への学校図書館支援員の配置でございますが、こちらにつきましては、選書支援ですとか資料準備という言葉をぜひ入れてほしいという御意見がございましたので、書き足したものでございます。

内容でございます。学校図書館支援員を（週２回程度）配置し、図書購入の選書支援、児童・生徒の読書案内、レファレンス等を行うことで、子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など教育活動で、学校図書館を一層活用していきます。

現況でございます。学校図書館支援員を全区立小・中学校に配置し、購入図書の選書支援、児童・生徒の読書案内や資料準備、レファレンスなどの授業支援を行っています。

期間中の目標については、変更はございません。

最初の資料にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますが、３月12日に文教子ども家庭委員会で報告をさせていただいた後に、３月25日月曜日に計画とパブリック・コメントの実施結果を公表ということで、広報新宿と区のホームページに掲載をする予定で

ございます。併せて、冊子を発行する予定でございます。

説明は、以上でございます。

○教育調整課長　それでは、議案文にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由です。

子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項に基づき策定した第五次新宿区子ども読書活動推進計画が令和５年度で終了することに伴い、新たに第六次新宿区子ども読書活動推進計画を策定する必要があるためでございます。

説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。第10号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○年綱委員　学校図書館について御質問させていただきたいと思います。

外国語の図書や絵本は、日本語の図書等に比べて高価なものが多いように思います。新宿区は外国にルーツのあるお子さんが多くいますので、そういったお子さんが多い学校には予算を多く配当するといったことはあるのでしょうか。

○教育支援課長　学校図書の購入予算ですが、毎年度、各校において蔵書の７％をリニューアルできるような基準で組んでおりまして、各校の特徴にあわせて予算を増減するといったことはしていないところでございます。

○年綱委員　御説明はよく分かるのですが、新宿区は外国にルーツのあるお子さんが多くいますし、また国の種類も多様です。そういったお子さんにも読書をさせてあげたいと思いますので、そういったお子さんが多くいる学校には、例えば特別予算を設けるですとか、何か工夫をしていただくことはできますでしょうか。

○教育支援課長　御指摘いただきました内容を踏まえ、学校図書の予算の中でどのようなことができるか、あるいは他の予算で何か工夫できないかといかったことにつきまして、学校現場の意見もお伺いしながら検討してまいりたいと思います。

○年綱委員　よろしくお願いします。

○教育長　ほかにいかがですか。

○的場委員　先ほど資料１で少し触れてらっしゃったのですが、資料２の23ページに、読書活動推進のための取組についての記載がありまして、（１）では、本を読まない高校生世代に対して読書への関心を高めてもらえるよう情報発信していくとあります。この取組に対しての水を差すようで申し訳ないのですが、例えばベネッセ教育総合研究所の調査によりますと、高校生以上は書籍の読書量に対して、外部から受ける影響は非常に減っている。つまり幾ら

読書を推進しても、読書量を改善するのは難しいという結果が出たそうです。その上、高校生になると、読書量と学力に相関は見られないというデータもございます。それを踏まえますと、無理に高校生向けにＳＮＳなど読書推進をするよりも、小・中学生に対して読書推進に力を入れて読書量を増やしたほうが、学力が上がってよいのではないかと個人的には思ってしまいます。

その上で、高校生にどうすればよいのかというと、89ページに区立図書館に求めるものとして、高校生は幅広いジャンルの本の充実と、一定の時間利用できる場所が充実してほしいとの意見がございますので、この２点に力を入れた図書館づくりをしていけば、自然と高校生が図書館に集まって読書習慣が身についていくのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長　委員のおっしゃるとおりだと思っております。まず、本については幅広いジャンルをそろえていきたいなと考えてございます。ただ、スペースにつきましては、そんなに広いスペースがある建物ではございませんので、この辺についてはなるべく工夫はしていくつもりですが、現行の中央図書館、地域図書館も含めまして、スペースについては少し厳しい状況かなという考えでございます。蔵書につきましては充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○的場委員　ちなみにＳＮＳより活用した情報発信というのは、具体的にはどのようなものでしょうか。

○中央図書館長　こちらにつきましては、中央図書館のホームページ、こども図書館のホームページがございますので、そちらでこういった本がありますというのを発信するとともに、今回、電子書籍を導入する予定になっておりますので、それらのホームページでも、そういった関連の本を紹介していきたいなと考えているところでございます。

○的場委員　ありがとうございました。

○鴨川委員　御説明ありがとうございました。今の的場委員の発言と少し重なると思います。

７ページの１番の不読率の低減というところが一つ視点に挙げられていると思うのですが、私も的場委員が期せずして同じ意見を持ってらっしゃるなと思ったのですが、もう少し中学生、高校生よりも下の年齢の、小学生の不読率というところにも、ここの視点の中に盛り込むという議論はなかったのかお伺いします。

○中央図書館長　不読率につきましては、前回、五次の計画でも指標にはしていたのですが、新型コロナの影響がありまして、実際の状況が分からないといったことがございましたので、

五次に引き続き、今回もこれを目標数値にさせていただいて、経過を見ながら対応策を考えていきたいと思っているところでございます。

○鴨川委員　ありがとうございます。私の言葉が足りなかったかもしれませんが、不読率の低減というのを、このまま数値目標にしていただければいいなと思う一方で、中学生・高校生だけではなくて、やはり小学生も左の６ページに挙げられているように、（３）を見ますと、自主的に１日30分以上本を読む小学生の割合というのは、必ずしも高くない現状値にあるので、目標値として55.0を小学生も含めて考えられているのであれば、不読率の低減のところには、やはり小学生という文言が入ってもいいのではないかなと思った次第です。それを踏まえて、パブリック・コメントについての質問をよろしいですか。

○教育長　どうぞ。

○鴨川委員　では、小学校でどういう不読率を克服するような策が練られるかということについてですが、パブリック・コメントの６番に私は大いに賛成するところでして、とりわけ小学生に関しては放課後子どもひろばとの連携というのがいいなと思っているところです。実態として、小学校３年生までは学童クラブの中でわりと様々な活動をする機会がある一方で、私の知る限り、４年生になって放課後子どもひろばに行くようになると、本を読んだり、体を動かしたりする活動の範囲が多少狭まっているような印象を持っております。そうしたときに、放課後子どもひろばで学校図書館を利用できる放課後開放の日が、今は週２回あるようですが、もっと日にちが増えて、小学生の放課後の読書の機会というのが増えると、とてもよいのではないかなと思いましたので、この辺りのところをさらに続けていただければありがたいと思っております。

以上です。

○教育支援課長　御意見ありがとうございます。放課後子どもひろばでは、学校図書館支援員を全校に週２回程度配置し、図書館を活用した読書活動や自習自学の支援を行っているところでございます。委員の御指摘を踏まえ、学校図書館支援員が配置されていないときにどういった活動ができるかといったことについて、今後考えていく必要があると感じたところでございます。

○鴨川委員　ありがとうございます。

○教育長　ほかに御意見、御質問などあれば、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　それでは、討論及び質疑を終了します。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長　第10号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆　報告１　令和６年度新入学　学校選択制度　中学校　補欠登録者の繰上げについて

○教育長　次に、事務局から報告を受けます。

報告１について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局からお願いします。

○学校運営課長　それでは、報告１の令和６年度新入学　学校選択制度　中学校　補欠登録者の繰上げについて、御報告をさせていただきます。

まず、資料の項番１の抽選校の繰上げ状況でございます。

令和６年度入学予定者を対象とした中学校の学校抽選というものを昨年の11月10日に実施をさせていただきまして、そのとき当選に至らなかった方については落選ということで、補欠の扱いになってございました。令和６年２月15日に補欠登録者の繰上げを行わさせていただきましたので、その御報告になります。

なお、繰上基準は、過去のデータなどから、今後の転入者等による増減を推計し、入学まで定員数を上回らないと判断した人数でございます。

表を御覧いただきますと、抽選実施校が４校ございまして、まず、牛込第三中学校で御説明をさせていただきますと、項番３の（１）も併せて御覧いただければと思います。

牛込第三中学校につきましては、抽選時での補欠登録者は55人いらっしゃいました。令和６年２月15日時点での補欠登録者は、辞退などにより36人になっておりまして、繰上基準の105人に対して入学見込み者数が84人という状況でしたので、補欠登録者21人を繰り上げる結果になってございます。

同様な見方をさせていただきまして、西早稲田中、新宿中学校、新宿西戸山中学校につきましては、補欠登録者が全員繰上げできるような状況になってございますので、今回は、牛込第三中学校だけ、繰上げできない生徒さんがいらっしゃるという状況になってございます。

項番２の繰上結果についてでございますが、令和６年２月26日以降、既に補欠登録者全員

に対して郵便で通知を発送させていただきました。

なお、令和６年2月15日をもって、補欠登録者は全員解除となり、補欠番号は無効というような取扱いになります。

報告は、以上になります。

○教育長　説明が終わりました。報告１について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長　特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

◆　報告２　その他

○教育長　次に、報告２のその他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長　特にございません。

◎　閉　　会

○教育長　以上で報告事項を終了します。本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後　３時１６分閉会